

# 須恵東中学校 いじめ防止基本方針

## I いじめの問題に関する基本的考え方

### 1. いじめの定義

「いじめの定義」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<解釈>

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否か見極める必要がある。

心理的な影響：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

いじめの対応にあたっては、いじめられたとする生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた生徒の立場にたって全面的に支援を行う。生徒間でのトラブルに関しても軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導を行い、継続して対応を行っていく。学校は常に子どもの状況を見守り、いじめの基本認識をもち、よりよい人間関係を築けるよう指導していく。

「いじめの基本認識」

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
- 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
- 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

## Ⅱ 未然防止

### 1. 学校の教育活動全体

本校の校訓である「自主」「創造」「友愛」の視点を取り入れた目標と振り返りを実施させ、自己存在感を与え、共感的な人間関係を育成する、自己決定の場を与えるなどの視点を持ち、日々の教育活動を行う。

#### ○道徳教育の充実

道徳の教科書「明日への扉」を通して、子どもの発達段階や実態に合わせた題材や資料等を活用し、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る

#### ○体験活動の促進

自然体験、奉仕体験、勤労生産体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、子どもの社会性を育成する

〈実施例〉宿泊体験学習、職場体験、出前授業、ボランティア活動 等

#### ○特別活動の充実

学校行事を通して、集団への所属感や連帯感を深めさせる

#### ○『須恵東中生が目指す6の姿』の実践

本校の取り組みである、挨拶、無言清掃、立腰・正対、ボランティア活動などを通して、非認知能力を育成する。

- ・自分と向き合う力（自制心・忍耐力など）
- ・自分を高める力（意欲や向上心・自信や自尊感情など）
- ・他者とつながる力（コミュニケーション能力・共感性など）

### 2. 児童生徒理解に基づく積極的生徒指導

#### ○自分の考えを伝え合う授業づくり（『東中生が授業で身に付ける3つの力』の実践）

日々の授業の中において、ウォーミングアップタイムを実施し、授業へのやる気を生み出したり、自分の考えを作る、伝え合う、振り返る場を設定したりするなどの活動を通して子どもの自己有用感を育ませる

#### ○外部関係機関と連携

校内特別委員会に、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）が加わるなど、関係機関と連携し児童生徒理解に努める

#### ○校内職員研修の充実

i-check アンケートを使用して、児童生徒理解に努める研修を行う

### 3. 保護者や地域との連携

○授業参観やPTA各種会議、保護者会等の開催、学校HP（すまっぼん）、学校・学年通信等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う

○インターネットを使用する場合のルールやモラルについて、保護者とともに学ぶ場を設定し、ネットいじめの予防を図る

### III 早期発見

#### 1. いじめ実態調査等の実施

- いじめを早期に発見するための定期的な実態調査の実施
  - ・生徒対象いじめアンケート調査 月1回
    - ※いじめに特化したアンケート、学校生活アンケート（環境多面調査）、不安や悩みに関するアンケート
  - ・保護者対象いじめアンケート調査 年2回
    - ※PTAとの連携による「家庭用チェックリスト」等の配布を含む
- 実態調査を活用した教育相談の実施
  - ・学級担任等による個別の教育相談 年2回
    - ※養護教諭やSC、SSW等の専門家との連携による対応

#### 2. 学校体制の整備

##### 報告体制の整備

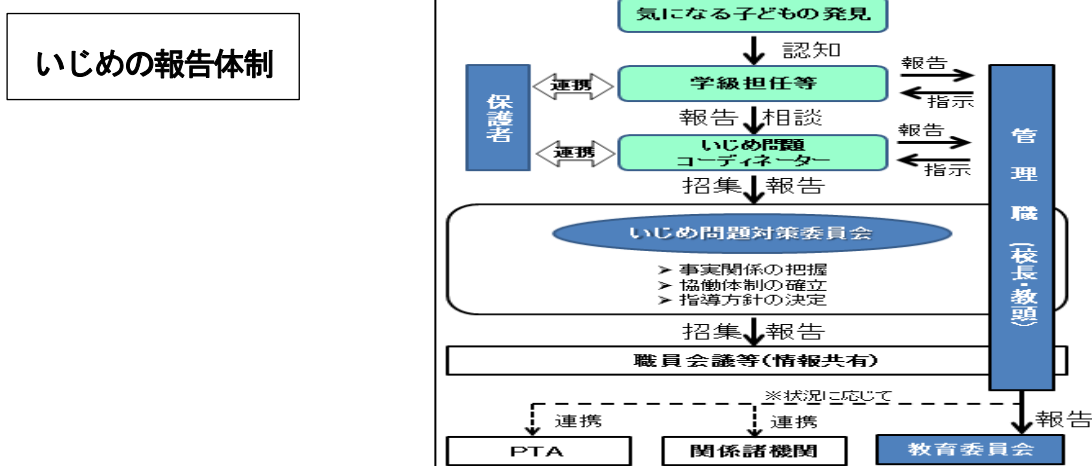
いじめを認知した場合は、教師が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。その際、「いじめ問題共有化シート」を活用して報告する。

##### 組織の整備

- ・「校内いじめ問題対策委員会」を設置し、定期的を開催する。
- ・校長、教頭、主幹、いじめ問題コーディネーター、生徒指導担当、SSW。
  - ※状況に応じて校長の判断で必要なメンバーを加えることができるものとする。

##### 相談体制の整備

- ・相談室及び相談ポストの設置並びに相談窓口の周知
- ・いつでもいじめの相談をしやすいするために、校内に相談室を設置する。
- ・接相談しにくいことを伝えやすくするために、校内に相談ポストを設置する。（相談室1横に設置）
- ・国や県、町及び民間の相談窓口の周知に努める。



#### <いじめ相談窓口>

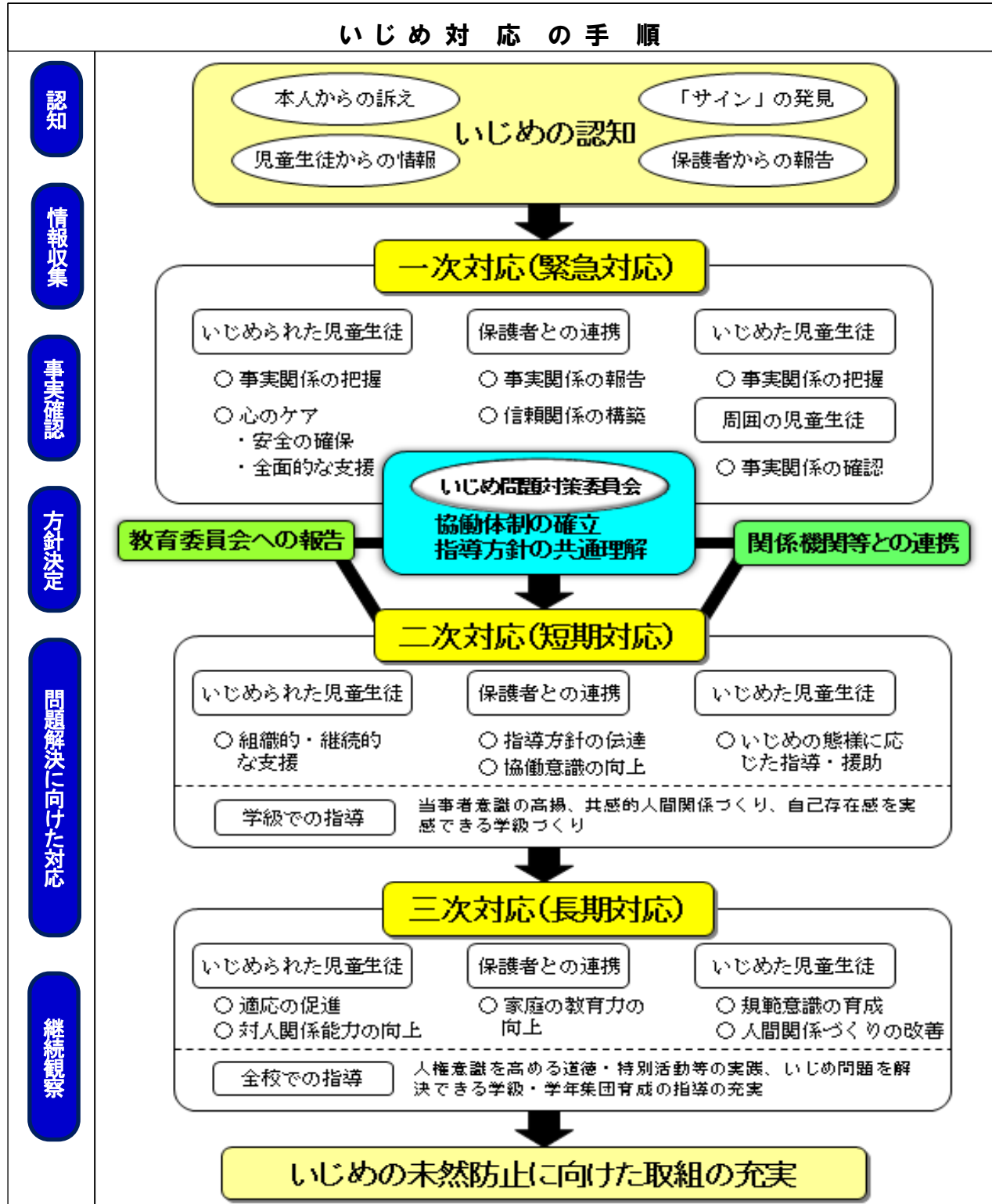
国（文科省）	24時間いじめ相談ダイヤル	0570-0-78310
福岡県	子どもホットライン24	092-641-9999
須恵町	（学校教育課 直通）	092-932-1459
民間	福岡いのちの電話	092-741-4343

## IV 早期対応

### 1. いじめの対応の手順

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。

また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。



## 2. 早期対応時の留意事項

### ①いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを最後まで守り抜く

- いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- 事実確認は、加害者と被害者を別々の場所で行うことを基本とする。
- いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、休み時間、清掃時間、放課後等においても、状況に応じて、教職員の目の届く体制を整える。

### ②事実確認と情報収集

- いじめの事実確認においては、経過や心情などをいじめた子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。
- 保護者対応は、複数の教職員(学年主任・学級担任等)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき内容

- |                |              |
|----------------|--------------|
| ・誰が誰をいじているのか。  | 【加害者と被害者の確認】 |
| ・いつ、どこで起こったのか。 | 【時間と場所の確認】   |
| ・どんな内容のいじめか。   | 【内容の確認】      |
| ・具体的な被害はあるか。   | 【被害の確認】      |
| ・いじめのきっかけは何か。  | 【背景と要因の確認】   |
| ・いつごろから続いているか。 | 【程度の確認】      |

### ③いじめられた子どもに対して

子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れる</li> <li>・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える</li> <li>・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する</li> </ul>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問等で保護者に事実関係を直接伝える</li> <li>・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する</li> <li>・保護者の気持ちを共感的に受け止める</li> <li>・連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える</li> <li>・家庭での様子に注意してもらい、気になることがあれば相談するよう伝える</li> </ul>

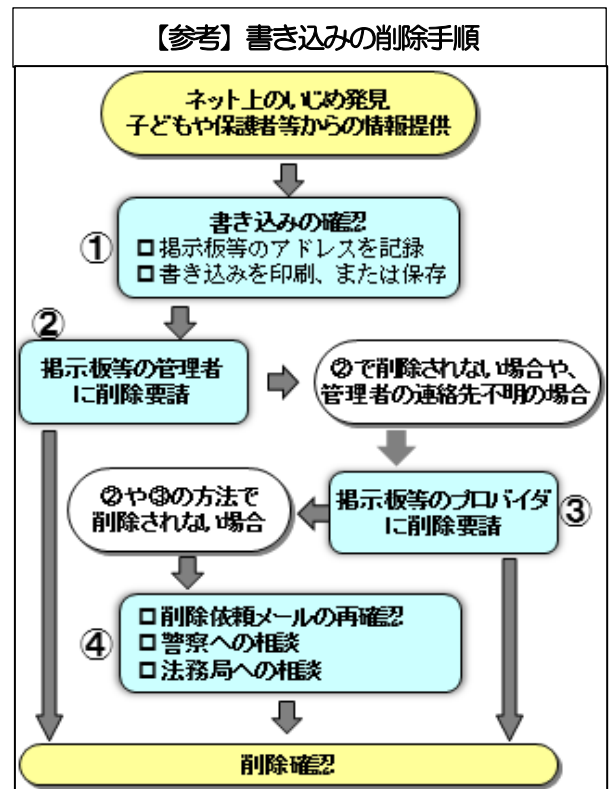
### ④いじめた子どもに対して

子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する</li> <li>・心理な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる</li> </ul>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える</li> <li>・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する</li> <li>・今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言する</li> </ul>

- ⑤ 周囲の子ども（観衆・傍観者）に対して
  - ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
  - ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す
  - ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる
  - ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する
  - ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる
- ⑥ 継続した指導及び経過観察
  - ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う
  - ・教育相談などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める
  - ・良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる
  - ・加害、被害双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる
  - ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する

### 3. ネット上のいじめへの対応

- ① インターネットの特殊性による危険
  - ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
  - ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること
  - ・違法情報や有害情報が含まれていること
  - ・書き込みが原因で、思わぬトラブルにつながる可能性があること
  - ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと
- ② 保護者会等で伝えたいこと
  - ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと
  - ・パソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、子どもたちを危険から守るための家庭でのルールを作ること、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
  - ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に個人情報が出るといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
  - ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもに深刻な影響を与えることを認識すること
  - ・「ネット上のいじめ」を発見したときは、事実を確認して早急に学校に相談すること
  - ・書き込み内容が悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること



## V 重大事態発生時の対応

### 学校が調査主体となる場合

須恵町教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる

#### ◆ 学校に重大事態の調査組織を設置

組織の構成については、「いじめ問題対策委員会」を母体として、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案関係者と直接の人間関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める

#### ◆ 調査組織による調査の実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。性急に因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を正確に調査する  
※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料に再分析や必要に応じて新たな調査を実施する

#### ◆ 関係者への適切な情報提供

※調査により明らかになった事実関係について、関係者（いじめられた子どもやその保護者等）に情報を適切に提供する  
※情報提供にあたっては、個人情報に十分配慮する

#### ◆ 教育委員会への結果報告及び措置

※調査結果を教育委員会に報告するとともに、教育委員会の指示のもと、必要な措置を講ずる

### 教育委員会が調査主体となる場合

須恵町教育委員会の指導・助言のもと、資料の作成・提出など、調査に協力する

## VI 教職員の研修等について

- ① いじめ全体指導計画の作成と実践的な行内研修の実施
  - ・児童理解に関する研修や指導援助に関する研修を行う
  - ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する
- ② 相談体制やカウンセリング体制の充実
  - ・いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、教職員のカウンセリング技量の向上を図る
  - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用した事例研究等を実施し、教職員の指導力の向上を図る
- ③ その他、学校評価における留意事項  
いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する
  - ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
  - ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。